～悪質・危険運転者に対する罰則が厳しくなりました。～

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行について

平成26年5月20日施行

【新法の制定】

これまでは、飲酒運転等の悪質・危険な運転行為による死傷事故を起こしても、「危険運転致死傷罪」の適用が見送られるケースがあり、より交通事故の発生実態に即した法整備が求められました。

さらに、罰則の見直しを求める被害者や遺族等の声を受け、悪質危険な運転者に対する厳罰化を盛り込んだ新たな法律が制定されたものです。

新法の概要

危険運転致死傷罪 ｜ 刑　法 ｜ 自動車運転過失致死傷罪

移行 類型 追加

移行 罪名 変更

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

2条（危険運転致死傷罪）

危険運転致死傷罪を刑法から移し、新しい類型を追加したもの。

以下の運転を行い、人を死傷させる行為

① アルコール・薬物の影響の下、正常な運転が困難な状態で走行

② 制御困難な高速度で走行

③ 無技能で走行

④ 妨害目的運転

⑤ 信号殊更無視運転

新 ⑥ 通行禁止道路を進行

（・歩行者専用道路通行
・一方通行道路の逆走
・高速道路等の逆走　など）

致傷　15年以下の懲役
致死　1年以上の有期懲役

新 **3条（危険運転致死傷罪）**

危険運転致死傷罪（2条）より刑が軽い、新たな危険運転致死傷罪を設けたもの。

アルコール・薬物又は一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転

→ よってアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為

致傷　12年以下の懲役
致死　15年以下の懲役

新 **4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪）**

いわゆる「逃げ得」の状況に対処するために罰則を設けたもの。

アルコール・薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転

→ その運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷

→ その運転のときのアルコール・薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、追い飲み等をする行為

12年以下の懲役

5条（過失運転致死傷罪）

自動車運転過失致死傷罪を刑法から移したもの。

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させる行為

7年以下の懲役
若しくは禁錮
又は
100万円以下の罰金

新 **6条（無免許運転による加重）**：無免許運転で死傷事犯を起こした際に刑を重くする罰則を設けたもの。

その罪を犯したときに無免許運転をしたものであるとき

※③を除く

1項	2項	3項	4項
致傷　6月以上の有期懲役（致死の場合の加重はない）	致傷　15年以下の懲役 致死　6月以上の有期懲役	15年以下の懲役	10年以下の懲役

福　島　県　警　察　本　部